

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項（第四条）

第三章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準（第五条―第八条）

第二節 設備に関する基準（第九条・第十条）

第三節 運営に関する基準（第十一条―第五十三条）

第四章 雑則（第五十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 支給決定障害者 支給決定を受けた障害者をいう。

三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条

第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

五 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

六 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

七 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（指定障害者支援施設の一般原則）

第三条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に、当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

第二章 指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項

第四条 法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第三章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

（従業者）

第五条 指定障害者支援施設の設置者が当該指定障害者支援施設に置くべき従業者及びそ

の員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)から(3)までに掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) a から c までに掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 平均障害程度区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。 b 及び c において同じ。）の数を六で除して得た数

b 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

c 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

(ロ) (イ) a の知事が定める者である利用者の数を十で除して得た数

(二) 看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。） (一) 又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であつて、当該生活介護の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を

日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

ニ イ(2)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

二 自立訓練（機能訓練）（自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。以下同じ。）を行う場合

イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) 看護職員の員数は、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

(四) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 指定障害者支援施設の設置者が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ヘ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

三 自立訓練（生活訓練）（自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。以下同じ。）を行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げるも

のとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 健康上の管理などの必要がある利用者がいること等により看護職員を置く場合については、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、それぞれ一以上とする。

ハ 指定障害者支援施設の設置者が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、イ及びロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ニ イ(1)又はロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

四 就労移行支援を行う場合

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)から(3)までに掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) 職業指導員の員数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端

数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イの規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定により学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）の設置者が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

(二) 職業指導員の員数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。

ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

ホ イ(3)又はロ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

五 就労継続支援B型（雇用契約の締結によらない就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援をいう。以下同じ。）を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

(二) 職業指導員の員数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の員数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

六 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げるものとし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は知事が定める者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、当該施設入所支援の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定障害者支援施設の指定を受ける場合その他これによることのできない場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者に関する特例）

第六条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律

第百六十四号) 第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第十条において同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第十条において同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。第十条において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号。第十条において「指定入所施設基準条例」という。)第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及びニ並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前項の規定により置くべきサービス管理責任者のうち、一人以上の者を常勤としなければならぬ。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第八条 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者で、かつ、専ら当

該主たる事業所又は従たる事業所の業務に従事する者でなければならない。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第九条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設として必要とされる設備を有するものとする。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(設備に関する特例)

第十条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十一条 指定障害者支援施設の設置者は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該利用申込者のサービスの選択に必要な重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条第一項の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の記載等)

第十二条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、当該施設障害福祉サービスの契約支給量(支給決定障害者に提供することを約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量をいう)。

以下同じ。)及びその他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量(一月当たりの契約支給量の合計の量をいう。)は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。
(提供拒否の禁止)

第十三条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に対し正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十四条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難である場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。))第七十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第三十条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第四百十条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(指定障害福祉サービス基準条例第四百四十八条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(指定障害福祉サービス基準条例第七十四条第一項に規定する指定就労継続支

援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他当該利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十六条 指定障害者支援施設の設置者は、利用申込者から施設障害福祉サービスの提供を求められたときは、当該利用申込者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第十七条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い利用者が行う介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十八条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十九条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村又は他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス若しくは福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供を終了するときは、当該施設障害福祉サービスの利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
(身分を証する書類の携行)

第二十条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、当該利用者が安心して施設障害福祉サ

ービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させるとともに、初回訪問時及び当該利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十一条 指定障害者支援施設の設置者が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該支給決定障害者に対し、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由を記載した書面によって説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十二条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設の設置者は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設の設置者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準じるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定障害者支援施設の設置者は、第一項から第三項までに係る利用者負担額等の支払を受けたときは、当該利用者負担額等に係る領収証を当該利用者負担額等の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設の設置者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第二十三条 指定障害者支援施設の設置者は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該

施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定し当該支給決定障害者に通知しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定し当該支給決定障害者に通知しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第二十四条 指定障害者支援施設の設置者は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、第二十二条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けたときは、支給決定障害者に対してサービス提供証明書（利用者に提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した施設障害福祉サービスの提供を証する文書をいう。）を交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第二十五条 指定障害者支援施設の設置者は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁

寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援を行う上で必要な事項について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十六条 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービスに係る利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題並びに利用者についての施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、施設障害福祉サービス計画の原案には、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後に、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に利用者面接しなければならない。

10 サービス管理責任者は、定期的にモニタリングの結果を記録しなければならない。

11 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第二十七条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（介護）

第二十八条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、お

むつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 指定障害者支援施設の設置者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第二十九条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第三十条 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を

安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第三十一条 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者には、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる工賃の一月当たりの平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を、利用者にも通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第三十二条 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二十七条第一項による指定を受けた者をいう。以下同じ。)及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三十三条 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所で行う手続その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所で行う手続その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第三十四条 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならぬ。

2 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第三十五条 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(食事)

第三十六条 指定障害者支援施設の設置者は、施設入所支援を提供する場合においては、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健師等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十七条 指定障害者支援施設の設置者は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、

健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、施設入所支援の利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十八条 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第三十九条 指定障害者支援施設の設置者は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十条 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

い。

- 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

- 四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第四十一条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

- 二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けよう

としたとき。

(管理者による管理等)

第四十二条 指定障害者支援施設の設置者は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の業務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十三条 指定障害者支援施設の設置者は、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 従業者の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策に関する事項

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他事業の運営についての重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十四条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十五条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十六条 指定障害者支援施設の設置者は、指定障害者支援施設に消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者及び従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十七条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第四十八条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（協力を得ることができる医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（協力を得ることができる歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十九条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身

体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってほ
ならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及
び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を
記録しなければならない。

（秘密保持等）

第五十条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知
り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び管理者であつ
た者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこ
とがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用
者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又は
その家族の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第五十一条 指定障害者支援施設の設置者並びにその従業者及び管理者は、一般相談支援
事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又は
その従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介するこ
との対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者並びにその従業者及び管理者は、一般相談支援事業若し
くは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業
者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益
を收受してはならない。

（苦情解決等）

第五十二条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに
関する当該利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受
付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等
を記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに関し、法
第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは
提示の命令又は市町村の当該職員が行う質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しく

は帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県又は市町村の当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設の設置者は、都道府県知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、前三項の改善の内容を当該都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設の設置者は、社会福祉法第八十五条第一項又は第二項の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあつせんに誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十三条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、前項の事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、記録しなければならない。

3 第一項の事故による損害のうち指定障害者支援施設の設置者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(規則への委任)

第五十四条 この条例で定めるもののほか、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に關して必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

第二条 平成十八年十月一日前において既に存していた法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)、第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者療護施設」という。)、若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(旧身体障害者福祉法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定した指定特定身体障害者授産施設のうち指定特定身体障害者入所授産施設(指定特定障害者授産施設のうち特定身体障害者通所授産施設(指定特定身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものをいう。))を除いたものをいう。))に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)(又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。))第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(旧知的障害者福祉法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定した指定知的障害者更生施設のうち指定知的障害者入所更生施設(指定知的障害者更生施設のうち指定知的障害者通所更生施設(指定知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするものをいう。))を除いたものをいう。))に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)(、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(旧知的障害者福祉法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定した指定特定知的障害者授産施設のうち指定特定知的障害者入所授産施設(指定特定知的障

害者授産施設のうち指定特定知的障害者通所授産施設（指定特定知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものをいう。）を除いたものをいう。）に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第九条第一項の多目的室を設けないことができる。

（居室の定員の経過措置）

第三条 平成十八年十月一日前において既に存していた指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

（居室面積の経過措置）

第四条 平成十八年十月一日前において既に存していた指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）附則第三条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

2 平成十八年十月一日前において既に存していた指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であつて整備省令による廃止前

の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号）附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものであって、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

第五条 平成二十四年四月一日前に既に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

第六条 平成十八年十月一日前に既に存していた指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮であって、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

第七条 平成二十四年四月一日前に既に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（廊下幅の経過措置）

第八条 平成十八年十月一日前に既に存していた指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設であって、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合には、同条第二項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは「一・三五メートル」とする。

2 平成十八年十月一日前において既に存していた指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定の障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮であつて、同日以後、この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第九条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

第九条 平成二十四年四月一日前において既に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第八号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。